



福岡医発第691号(地)

平成15年 7月 3日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次



重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、重症急性呼吸器症候群（SARS）につきましては、貴会宛に連絡をいたしておりますが、今般、標記の件につきまして、厚生労働省健康局結核感染症課より各検疫所宛に通知がなされた旨、福岡県保健福祉部より情報提供がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関等へのご高配方よろしくお願い申し上げます。

公印省略

平成15年 7月 2日

福岡県医師会長
福岡県病院協会長
福岡県私設病院協会長
福岡県精神科病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記の件について、別添のとおり厚生労働省から情報提供がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知をお願いします。

問い合わせ
福岡県保健福祉部健康対策課
結核感染症係 大賀
TEL 092-643-3268
FAX 092-643-3271

健感発第0701002号
平成15年7月1日

各 検 疫 所 長 殿

結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

重症急性呼吸器症候群（SARS）に関する検疫所の対応について

標記については、平成15年4月3日付健感発第0403002号通知等により対応しているところではありますが、SARSの流行も一応の終息に向かい、WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域も台湾及びトロントのみとなったことから、当分の間、SARSの検疫体制を下記の通りとすることとしましたので、遺漏のなきようよろしくお願いします。

なお、SARSの再流行の可能性も指摘されていることから、今後とも、引き続き検疫の警戒体制を維持されるよう併せてお願いします。

記

1

WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域からの便について

WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域からの便による入国者に対しては、質問票を機内で配布するとともに、SARS患者との接触の有無を確認する。

広東省、香港及び北京からの便について

入院患者が依然として多く、入院先の病院の医療従事者等、SARSに感染するリスクの高い者が日本に入国する可能性の高い地域（広東省、香港、北京）からの便による入国者に対しても機内で質問票を配布し、SARS患者との接触の有無を確認する。

及び 以外の地域からの便について

及び 以外の地域からの便による入国者に対しては、機内及び検疫ブース付近でのアナウンス、ポスターの掲示等により別紙 1 に示した内容の周知を行い、SARS患者との接触の有無について自己申告を求める。

- 2 健康カードの記載事項を別紙 2 に改め、1 及び の便による入国者に対して、質問票を回収する際に配付する。1 の便による入国者に対しては、検疫ブースの付近に配置し、入国者が取り易いようにする。
- 3 原則として、すべての到着便について、サーモグラフィー等を用いた体温測定を実施する。
- 4 WHOの指定するSARSの地域内伝播が疑われる地域から来航する船舶の検疫については、平成 15 年 6 月 5 日付健感発第0605001号における対応を引き続き行い、広東省及び香港から来航する船舶についても同様の対応を行う。

日本に入国される方に

SARSの疑いのある人との到着前 10日間以内の接触がある方は検疫官まで申し出てください。

例えば

- SARSの疑いがある患者を治療している医療機関で働いたことがある方
- 同居の家族の方で SARSの疑いで入院した人がいる方
- SARSの疑いで入院している患者の見舞いをするなど接触した方

SARSの地域内伝播があった地域に
滞在された入国者の方へ

入国後は次の注意に従って下さい。

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1)入国後10日間は朝夕の体温測定を実施し、各人の健康状態を確認してください。

(2)下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談するか、感染地域からの帰国であることをあらかじめ告げてから医師の診察を受けてください。その際は、マスクを着用してください。

・発熱 ・せき ・呼吸困難

2. 貴方及び家族を含め貴方が接触した人(特に症状が発生して以後)に症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨、事前に医療機関又は最寄りの保健所に電話で相談のうえ、その指示に従って下さい。

厚 生 労 働 省